

第7回口頭弁論(差止)報告集会

2018年6月20日
衆議院第二議員会館 多目的室
15:30～17:00

【 プログラム 】

1 あいさつ 代理人弁護士 寺井一弘

2 第7回口頭弁論の報告

陳述した代理人から

「戦争の危険とPKO及び武器等防護」について原告側が提出
した準備書面に対し国側が認否しないことの不当性について

代理人弁護士 福田 護

法廷での尋問を申請した原告の方たちの紹介と今後の尋問予定

代理人弁護士 古川(こがわ) 健三

※次回、安保法制の差し止めの裁判の期日を書き込んでください 月 日 時
安保法制の国賠訴訟の次回期日は、7月20日(金)10:30【103号法廷】です。
アピール活動を9:30から地裁前で行いますので、ご参集ください。

< 1日の経過 >

13:00 裁判所前 広報

14:00 103号法廷 開廷

準備書面陳述

14:45 記者会見(裁判所内 司法記者クラブ)

15:30～17:00 報告集会

17:15～19:30 原告集会

原告準備書面（16）に関し、本件における被告の対応の不当性、特に原告の主張に対する認否回避の不当性について述べます。

1 戦争の危険とPKO及び武器等防護

本件は、この国日本が戦争に直面する危険、自衛隊が武力を行使するに至る危険を論ずるものです。新安保法制法の制定が、その危険を大きく拡大し、原告らがその具体的危険にさらされていることを問題とするものです。

そして現に日本は、新安保法制法の適用として、南スーダンPKOにおいて、また北朝鮮への日米共同の対応、その一環としての米軍の武器等防護において、戦争ないし武力の行使に極めて近接した状況に置かれたのでした。昨年の追加提訴は、その危険を指摘し、PKOにおける駆け付け警護等の危険な新任務の実施と米軍等の武器等防護の実施の差止等を求めたものです。

したがって、本件において、この新安保法制法の2つの適用過程に関する事実関係は、原告らが置かれた危険の具体的内容をなすものであり、中心的な事実を構成します。ところが被告は、その準備書面（4）での答弁において、これらの重要な事実の一部について、ことさらに認否を回避しています。以下、その不当性を指摘し、改めて被告が正面から認否・反論することを求めたいと思います。

2 武器等防護の認否の回避について

(1) 原告らの追加提訴に対する被告の答弁において極めて特徴的なのは、自衛隊法95条の2による武器等防護に係る事実の認否の徹底した回避です。

原告は、訴状において、昨年2017年2月以降北朝鮮のミサイル発射が繰り返され、米空母打撃群が日本海に展開するという状況の下で、4月29日防衛大臣が海上自衛隊護衛艦「いずも」と「さざなみ」に米海軍貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」の武器等防護の警護命令を発し、5月1日「いずも」が横須賀基地を出港して房総半島沖で米補給艦と合流して警護を開始し、同月2日「さざなみ」が呉基地を出港して翌3日四国沖で合流し、自衛艦2隻が奄美大島付近まで警護した後、米補給艦は日本海の米空母打撃群に

向かったとみられる旨主張しました。

ところが被告は、「海上自衛隊の護衛艦と米海軍補給艦の行動及びそれに係る防衛大臣の命令については、米軍等の能力を明らかにし、その活動に影響を及ぼすおそれがあることから、公表済みのものを除き、これを明らかにすることはできない」とし、その根拠として「民事訴訟法223条4項1号参照」として、武器等防護についての事実関係の存否にすら触れないで済まそうとしています。

上記の事実関係は、昨年5月1日以降すでにメディアで広く報道されているにもかかわらずです。そしてこれらは「政府関係者によれば」との報道であり、防衛省は今回の武器等防護の実施について公式発表はしない方針だと報じられています。つまり、都合のいい部分だけリークし、情報を操作しようとしているのです。国家安全保障会議が2016年12月に決定した「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」では、「自衛隊又は合衆国軍隊等の部隊に具体的な侵害が発生した場合等、本条による警護の実施中に特異な事象が発生した場合」には公表するとあるだけで、それ以外、国民に公表するかしないかは政府の判断に委ねることにしています。すなわち、国民は「特異な事象」が発生しない限り、自衛隊が米軍等の武器等防護をしたかしないかすら、知らされないのです。

(2) しかし、このような秘密主義、情報操作こそがまさに問題なのです。

武器等防護は、米軍等の部隊に何らかの武力攻撃に至らない侵害が発生し、「それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態」（2014年7月1日閣議決定）を想定したものですから、自衛艦等に警護命令が発せられるのは、何らかの緊迫した状況があり、米側から警護の要請があることが前提になります。そして自衛官が武器を使用しなければその緊迫した状況が悪化しないで済んだこととなりますが、それは国民には知らされません。逆に自衛官が武器を使用した場合には—その武器は、自衛艦や戦闘機のみサイルかもしれない—、事後的に国民

に知らされますが、そのときはすでに自衛官の武器使用を発端として、日本と米国は敵対国との武力の行使に突き進んでいるかもしれないのです。

したがって、武器等防護の実施に関する事実関係は、本件原告らにとって、また国民全体にとっても、戦争の危険にさらされるのかどうか、その危険の程度も含めて、極めて重要かつ切実な事実なのです。しかも、原告が訴状で主張した事実は、新聞に報道された、昨年5月1日から3日にかけて実施された武器等防護のごく基本的かつ断片的な事実にすぎません。この範囲ですら認否できないという被告の応訴態度は、極めて不当なものです。

(3) 被告が武器等防護に関する事実を明らかにすることができないという根拠として援用するのは、民事訴訟法223条4項1号です。この規定は、公務員の職務上の秘密に関する文書について、「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」があるとして文書提出義務はないとの意見を述べたときは、裁判所はその意見に相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の提出を命ずることができるというものです。

しかし、原告準備書面(16)(p34)で指摘したとおり、まず、この民訴法の規定は文書提出命令に関する規定であって、主張や認否に関する規定ではありませんから、被告の主張は全く的外れで、認否を回避する理由になりません。

また、仮に民訴法223条4項1号に即してみても、同準備書面で指摘したとおり、また、前回2月5日の口頭弁論期日で原告代理人から口頭で指摘したように、この条項に該当するかどうかを裁判所が的確に判断できるよう、当該文書に即してその理由を具体的に述べるべきものとされています。そして、前回の期日において裁判所からも、被告に対し、具体的理由について検討するよう求められていたところですが、しかし本日まで、被告からは何らの回答もありません。

先に述べたように、原告が主張している武器等防護に関する事実関係は、本件におい

て、新安保法制法の制定によって原告らが戦争の危険に具体的にさらされているのかどうかを判断するために、必要不可欠な事実です。被告は、すべからくその認否を明らかにすべきものです。

3 PKOに関する認否の回避について

被告は、被告準備書面(4)におけるPKOに関する認否において、原告の「国連PKOの変質と駆け付け警護」の主張及び「南スーダンPKOにおける情報の隠蔽」の主張の全部について、「争点と関連しないので認否の要を認めない」との対応をしています。しかし、「争点と関連しない」というのは被告の独断にすぎません。自らの一方的な判断で決めつけ、都合の悪いことには認否を回避するという応訴態度は許されません。

(1) まず国連PKOの変質というのは、日本が自衛隊の部隊等を派遣してその指揮下で活動をする国連PKO自体が、特に2000年前後から明確に変質し、かつての停戦監視を任務とするPKOから、住民保護任務を中心とし、そのために武力の行使を認められた紛争主体となってきており、南スーダンPKO(UNMIS)も安保理決議による2014年5月以降はそのようなPKOとなっていたというものです。そこでは、日本のPKO参加5原則がそもそも妥当しうるのか自体疑問なのです。

そしていうまでもなく、本件で問題になっているのは、そのような国連PKOの下で、新たに認められた駆け付け警護や安全確保業務を行い、その任務遂行のための武器使用を行う場合の危険性です。これまで認められていなかったこの武器使用は、敵対勢力からの妨害を排除する等のために武器を使用するものですが、そのような活動を行う自衛隊の部隊等は、国連PKOの構成部隊としてその指揮下で行動するのであり、国連PKOが現在どのような性格のものになっているかは、その活動の危険性に直接関連する重要事項です。

したがって、これを「争点と関連しない」ということは到底できないものであり、被告は原告の主張にきちんと認否ないし反論を

しなければなりません。

(2) 次に、南スーダンPKOの日報隠しの問題は、情報の秘匿や操作によって日本の国と国民の命運が左右されかねないという重大な問題です。

南スーダンPKOにおいては、2016年11月駆け付け警護の新任務を付与された第11次隊が派遣されましたが、その後の2017年2月になって、廃棄したとして不開示とされた現地からの「日々報告」等の文書が、実は存在したことが発覚しました。そしてその文書から、首都ジュバでは大統領派と反大統領派の「戦闘」が繰り返され、自衛隊宿舎のすぐ隣のビルで銃撃戦が発生していたことなどが判明したのです。それは、ジュバがもはやPKO参加5原則を満たすような状況ではなく、本来なら自衛隊は撤退すべきであったこと、その危険な場所に、さらに危険な新任務を課して第11次隊を送り込んだことを指し示すものでした。

この文書が明らかになった直後の2017年3月、政府は南スーダンPKOからの撤退を決めたのですが、自衛隊の部隊はいつ戦闘に巻き込まれ、武力行使をせざるを得ないことになるか分からない、実に危険な状況に直面していたのです。隊員の中には遺書をしたためていた者もありました。

問題は、なぜこのような文書が秘匿され、また、その情報が国民に知らされないまま危

険な新任務を付与した派遣という政策決定がなされたのかということです。

戦争は、誤った情報の流布や、意図的な情報操作によって開始され、拡大され、その結果悲惨な被害がもたらされるという愚かな経験を、人類はいやというほど繰り返してきました。南スーダンPKOも、その轍を踏みかねないところまで行っていたのです。文民統制が働かなかったという問題を含めて、日々報告等の文書が「廃棄した」として不開示された経緯、それによって危険な選択がなされた経緯は、できる限りきちんと検証されなければなりません。

同様の問題が、イラク戦争時にサマワに派遣された自衛隊の日報についても、最近になって明らかになりました。イラク特措法で「非戦闘地域」とされていた場所が実に危険な場所であったことが明らかなこの文書が、新安保法制法の国会審議の時期に不開示されていたならば、少なくとも新安保法制法の問題性をもっと明らかになっていたはずです。

本件で原告らが危惧する新安保法制法による戦争の危険は、政府による情報隠し、情報操作による戦争の危険を含むものです。したがって、南スーダンPKOにおける日報等の不開示、隠匿の経過は、事実として明確にされなければならず、被告はこの問題についても正面から認否し、対応すべきであり、原告らはそれを求めるものです。